

日本語教育推進基本法案(仮称)骨子案 **イメージ****第一 総則**

平成29年3月

一 目的

この法律は、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育に関する施策を総合的に推進し、もって我が国に居住する外国人との共生による活力ある社会の実現に資するとともに、我が国に対する外国の理解と関心を深めることに寄与することを目的とすること。

二 定義

この法律において「日本語教育」とは、通常使用する言語が日本語でない者に対して行われる日本語の教育をいうものとする。

三 基本理念

- 1 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する全ての者に対し、その需要と能力に応じた日本語教育を受ける機会が確保されるよう行われなければならないこと。
- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならないこと。
- 3 日本語教育の推進は、外国人に係る教育、労働、出入国管理その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならないこと。
- 4 国外における日本語教育の推進は、日本語教育を通じて我が国に対する外国の理解と関心を深めることとなるよう行われなければならないこと。

・
・
・

四 国の責務等

国の責務及び地方公共団体の責務に関する規定を設けること。

五 関係者相互間の連携強化

国及び地方公共団体は、〇〇その他の関係者相互間の連携強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

六 財政上の措置等

政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

第二 基本方針

政府は、日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこと。

第三 基本的施策

- 一 日本語教育の普及推進に関する施策を定めること。
- ⋮
- 二 日本語教育の質の保証に関する施策を定めること。
- ⋮
- 三 日本語教育に係る調査研究に関する施策を定めること。
- ⋮
- 四 その他
- ⋮

第四 日本語教育推進協議会

政府は、関係行政機関相互の調整を図ることにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進協議会を設けるものとする。